

長寿(後期高齢者)医療制度・国民健康保険からのお知らせ

出産育児一時金の支給額の改定

産科医療補償制度の創設に伴い、区の国民健康保険に加入している方が出産された場合の出産育児一時金を、21年1月1日の出産から、出産児1人に付き38万円に改定します(改定前は35万円)。



出産育児一時金を、区が直接医療機関に支払う「受取代理制度」もあります。出産予定日の1か月前から出産までに事前申請が必要です。詳しくは、お問い合わせください。

【問合せ】▶一時金の支給…医療保険年金課国保給付係(本庁舎4階)☎(5273)4149、▶産科医療補償制度…財日本医療機能評価機構☎(5800)2231へ。

高額療養費の自己負担限度額の特例

月の途中で長寿(後期高齢者)医療制度に加入した場合、その月の自己負担限度額は、各医療保険制度(長寿医療・国民健康保険・会社の健康保険など)ごとに、その月に限り半額となります。

高額療養費に該当する方には、東京都後期高齢者医療広域連合や加入している医療保険の保険者から郵便でお知らせします。

【問合せ】▶長寿(後期高齢者)医療制度…医療保険年金課高齢者医療係(本庁舎4階)☎(5273)4562、▶国民健康保険…医療保険年金課国保給付係(本庁舎4階)☎(5273)4149、▶その他の保険の加入分…各保険者へ。

後期高齢者医療被保険者証または国民健康保険高齢受給者証の一部負担金の割合が3割の方へ

- 8月以降に発行した被保険者証等に「3割※自己負担限度額一般適用」の表示がある方

病院等の窓口で支払う「一部負担金の割合」が、1月から「1割」に変わります。新しい被保険者証等を12月末までにお送りします。



- 8月以降に発行した被保険者証等の表示が「3割」のみで、次の①または②に該当する方

申請による認定で「一部負担金の割合」が1月から「1割」となります。該当すると思われる方には、「基準収入額適用申請書」をお送りしました。

①後期高齢者医療被保険者証をお持ちの方…同じ世帯に長寿(後期高齢者)医療の被保険者と70~74歳の方がいて、その方たちの19年の収入合計額が520万円未満である場合

②国民健康保険高齢受給者証をお持ちの方…同じ世帯に、70~74歳の国民健康保険の被保険者と、国民健康保険から長寿(後期高齢者)医療制度に移行した方がいて、その方たちの19年の収入合計額が520万円未満である場合

【問合せ】①は医療保険年金課高齢者医療係(本庁舎4階)☎(5273)4562、②は医療保険年金課国保資格係(本庁舎4階)☎(5273)4146へ。

◆講座・催し等の申し込み◆

はがき・ファックスの記載例

※あて先は各記事の申し込み先へ。
※費用の記載のないものは、原則無料



くらし

- ①講座・催し名
- ②〒・住所
- ③氏名(ふりがな)
- ④電話番号
- (往復はがきには、返信用にも住所・氏名)

新宿消費者講座 流行への備え

新宿消費者講座 流行への備え

【日時】1月15日(木)午後1時30分~3時30分
【対象】区内在住・在勤の方、40名
【内容】新型インフルエンザが流行したときに備えて、消費者として気を付けることほか(岡部信彦・国立感染症研究所感染症情報センター)

【主催・問合せ】新宿区消費者団体

【費用】無料

【会場・申込み】当日直接、同セン

ターへ。先着順。

【主催・問合せ】新宿区消費者団体

【費用】無料

【会場・申込み】往復はがきに記載

25日(必着)までに同センターへ。応募

料理講習会

【日時】1月20日(火)午前10時30分~午後1時30分
【対象】区内在住・在勤の方、30名
【内容】乳製品を使つた和風料理(社)日本乳業協会相談員

【主催・申込】往復はがきに記載

25日(必着)までに同センターへ。応募

【主催・申込】往復はがきに記載